

大分大学学術情報リポジトリ運用方針

平成20年2月5日制定

(趣旨)

- 第1. 大分大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は大分大学（以下「本学」という。）において作成された学術情報資源又は本学で電子化された貴重書、古文書等（以下「学術情報資源」という。）を収集・蓄積し、ネットワークを通じて学内外に無償で公開することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献することを目的とする。
2. 本運用方針は、リポジトリを円滑に運用していくために定めるものである。

(運用)

- 第2. リポジトリの運用は、学術情報拠点において行う。

(提供者)

- 第3. リポジトリに、学術情報資源を提供できる者（以下「提供者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本学の教職員
 - (2) 本学の大学院生
 - (3) 提供される学術情報資源が作成された時点で、本学に在籍していた者
 - (4) 本学から学位を授与された者
 - (5) その他、学術情報拠点長が認めた者

(公開対象)

- 第4. リポジトリにおいて公開対象とする学術情報資源は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 本学の研究・教育活動により作成又は電子化された学術情報資源であること。
 - (2) 提供者が作成又は電子化に関与したものであること。
 - (3) 公開する上で大分大学知的財産ポリシー上の問題が生じないものであること。
 - (4) ネットワークを通じて安全に公開できるものであること。

(提供方法)

- 第5. 提供者は、公開を希望する学術情報資源を、原則として各種電子媒体により学術情報拠点に送付するものとする。

(公開の可否)

- 第6. 学術情報拠点は送付された学術情報資源について、著作権等の権利関係を調査して公開の可否を判断し、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 公開に支障がないと判断した場合、リポジトリに登録し公開する。
 - (2) 公開に支障があると判断した場合、提供者にその旨を通知する。

(利用許諾)

第7. 提供者は、学術情報拠点のリポジトリにおいて行う次に掲げる行為について、無償で許諾を与えるものとする。

- (1) 当該学術情報資源の全文を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数の利用者に無償で公開すること。
- (3) 保存及び利用の便宜のために必要に応じて、複製、媒体変換を行うこと。

(共著者がいる場合の利用許諾)

第8. 提供者は、提供しようとする学術情報資源に共著者がいる場合は、あらかじめこれらの利用許諾を共著者から得るものとする。

(利用条件)

第9. 学術情報拠点は、学術情報資源の利用に際して、以下のことを遵守する。

- (1) 第7に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
- (2) 公開された学術情報資源を利用しようとする利用者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(著作権)

第10. 提供された学術情報資源の著作権は本学に委譲されることなく著作権者の元に留保される。

(削除)

第11. 学術情報拠点は、以下の場合に、リポジトリに登録された学術情報資源を削除することができるものとする。

- (1) 提供者から削除の申し出があった場合
- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃によるもの、または内容が著しく不適切である等の理由により、学術情報拠点長が削除を決定した場合

(免責事項)

第12. 公開された学術情報資源の内容に関する責任は、提供者が負うものとする。

(その他)

第13. 本運用方針に定めのない事項については、必要に応じて、関係者間で協議するものとする。

付 記

大分大学学術情報リポジトリ（試験公開）運営要項（平成19年5月11日制定）及び大分大学学術情報リポジトリ専門部会要項（平成19年5月11日制定）は廃止する。

付 記

この方針は、平成29年9月22日から施行する。